

## 特定自動運行計画変更許可申請手続について

特定自動運行の許可を受けた方は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、「特定自動運行計画変更許可申請書」を提出し、公安委員会の許可が必要となります。

### 申請方法

#### 1 申請受付時間

午前9時0分から午後5時45分までの間（土・日・祝日を除く）

#### 2 申請窓口

大阪府警察本部交通部 交通総務課企画第六係 電話 06-6943-1234 内線50261

※ 警察署での受付は行っていません。

#### 3 申請手数料

78,500円

（申請時に振込用紙をお渡ししますので、最寄りの金融機関で振込みをお願いします。）

#### 4 申請書類等

（申請書類）

- ① 特定自動運行計画変更許可申請書（記載例参照）
- ② 変更後の特定自動運行計画書（定まった様式はありませんが、許可申請時と同様に必要事項の記載に加え、新たに変更する内容を記載してください）

（添付書類）

特定自動運行許可申請時の添付書類に準ずる。

※ 特定自動運行許可申請時に提出された、添付書類の追加提出や特定自動運行計画への追記を指示することがあります。

#### 5 注意事項

- (1) 書類に不備等があれば、追加の書類の提出を求めたり、受理できない場合もありますので、申請手続き前に、必ず上記申請窓口まで連絡をお願いします。また、事前協議が必要な場合もありますので、特定自動運行計画の変更を予定されている方は、早めの連絡をお願いします

- (2) 軽微な変更の場合は「特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書」による届出となります。

※ 軽微な変更とは

- ① 自動車登録番号又は車両番号及び車台番号の変更であって、特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの
- ② 特定自動運行を管理する場所の連絡先の変更